



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

唯一無二

先月まで開催されていた大相撲夏場所で大関大の里が優勝し、その3日後の5月28日に頂点である横綱に昇進しました。大相撲界で横綱制度が出来てから230年程で75人目であることを見ても、如何に横綱になることが難しく大変かというのが、相撲を良く分からないという方でもお分かり頂けるかと思います。それだけでも十分に凄いのですが、大の里は初土俵から史上最速の13場所で昇進したのですから更に驚きです。従来の記録が輪島の21場所で、大横綱と言われた白鵬で38場所、貴乃花で41場所ですから、とてつもないスピードで番付を駆け上がりました。

なぜこれだけ早く横綱に昇進できたのか？大の里の強さを分析すると、「馬力」と「スピード」がいずれも高いレベルにあると識者は口を揃えて言います。「馬力」だけであれば、かつてハワイ出身力士として200kg超の巨体を武器に活躍した小錦や曙がいますが、スピードという点では難があり、隙を突かれると脆いところがありました。

一方でスピードを武器に活躍するとなると体を絞らなければならず、巨漢力士に組み止められるとどうしても圧力負けしてしまいます。大の里はそんな大相撲の定説を覆すかのように、幕内最重量である190kg超の体で相手に強い圧力をかけつつ、相手に反撃させる隙を与えずに攻め込むため、対戦した相手力士はなすすべが無いような形で土俵から出ます。私も相撲が好きで40年以上観戦し続けていますが、このような取り口の力士は見たことがありません。恐らく大の里と対戦する力士も、今までにないタイプだけに参考になるような情報が少なく、対策しきれないのではないかと思います。

そう言えば大の里は大関昇進の際、伝達式での口上で「大関の地位を汚さぬよう、『唯一無二』の力士を目指し、相撲道に精進します」と述べ

ておりました。それを目指して大の里は日々精進した結果、天賦の才に磨きがかかって取り口は正に『唯一無二』となり、それゆえキャリアは浅いものの白星を積み上げることができて、空前絶後の昇進記録を作った訳です。

そう考えるとどの世界でも『唯一無二』のものを身につければ、他の追随を許さなく出来ると言えるかと思います。ですが、事はそう簡単ではありませんよね。大の里がこのような快挙を達成できたのも、恵まれた体格や運動神経など、生まれ持った高い能力があったからこそということも否定できません。では高い能力が無ければ『唯一無二』にはなれないでしょうか？

私は2つの選択を間違えなければ可能と考えています。その選択の1つは、自身の強みが何なのかを的確に見極めることです。そもそもそこを間違えてしまうと、伸びるものも伸びないですよ。ただ自身だけで判断しようとするバイアスが掛かってしまうので、第三者の意見も聞くと思いいます。

もう一つは闘う土俵を間違えないことです。価格競争や大量生産という大企業と同じ土俵に上がってしまったら、正直勝負になりません。しかし先月もお話ししましたが、現在はニーズの多様化がますます進んでおり、目を向ければ多種多様な隙間需要が存在しています。競争相手が少なく、かつ市場が成熟していなければ、小規模事業者でもその土俵では横綱になる可能性は十分にあります。税理士業界でも「ひとり税理士」というジャンルを確立し、活躍している方もおります。その点で言えば私はまだ「唯一無二」と言えるものは何一つないのですが、いつかは税理士業界で「唯一無二」の存在となれるよう、大の里の活躍に刺激を受けつつ、様々なことに取り組んで参りたいと思います。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 10月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、6月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思っておりますので、**6/30(月)**までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

2 源泉所得税の納期の特例を申請している事業者は、1～6月に支給した給与及び士業に支払った報酬に係る源泉所得税を、7/10(木)までに納税をしなければなりません。

→令和7年1～6月中の「給与支払額(賞与・役員報酬を含む)・天引きされた社会保険料額・源泉徴収税額」及び「当事務所以外の社労士、司法書士、弁護士などの士業に支払いがあった場合の、支払日・請求額・源泉徴収税額」の情報が必要ですので、支給額、支払額が確定次第、速やかに加納税務会計事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。

3 労働保険に加入している事業者は、7/10(木)までに労働保険申告書の作成・労働保険料の納付をしなければなりません。

4 社会保険に加入している事業者は、7/10(木)までに算定基礎届(年度更新)を提出しなければなりません。

→自社で対応が難しいようであれば提携の社会保険労務士をご紹介致しますので、お早めにご相談下さい。

5 6月から個人住民税は新事業年度を迎え、従業員の住民税を天引き(特別徴収)して給与を支給している事業者のところに、従業員の住所地の自治体から「特別徴収税額決定通知書」及び「納付書」が届いているかと思えます。

→給与計算で変更を忘れないよう、6月分はしっかり通知書を確認して計算して下さい。年末調整の際、特別徴収で処理を依頼したのにまだ通知書が届いていないという方は、確認致しますのでご連絡下さい。

～ iDeCo 令和7年税制改正のポイントと注意点～

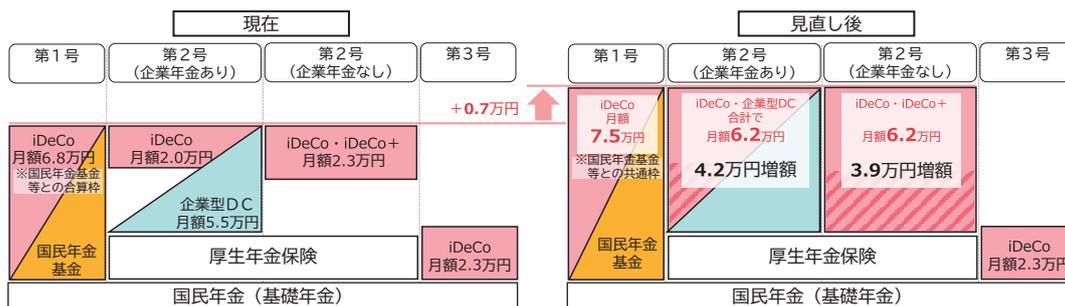
iDeCoとは

個人型拠出年金 (iDeCo) は、自分で掛金を積み立てて、選んだ運用商品で掛金を運用し、原則 60 歳以降に年金または一時金、その両方の併用を受け取る私的年金制度で、3つの税制優遇 (①掛金の所得控除 ②運用益の非課税 ③受取時の控除) が特徴です。

改正のポイント

- ①掛金上限の引き上げ (穴埋め型)
→厚生年金がある人も、最大月額6.2万円まで拠出可能。
- ②加入可能年齢の延長 (70歳まで)
→加入・拠出できる年齢上限が65歳→70歳未満に延長。より長期間の資産形成が可能に。
- ③退職所得控除の適用ルール変更
→iDeCo受け取り時のルールが「5年ルール」から「10年ルール」に変更。

●従来比較の図



引用:厚生労働局HP <https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001365075.pdf>

注意点

- ①資金拘束が強く、原則60歳までは途中引出し不可。
生活資金等の圧迫に注意が必要ですが、掛金の減額は可能です。
- ②相場変動リスクがある。
- ③受取時の税制ルール変更により、受取方法・時期の選定が重要。

対応策

◆iDeCo の一時金を先に受け取り iDeCo と退職金の受取期間を 10 年以上空けることで退職所得控除を最大限に活用できます。

例 .60 歳で iDeCo を受け取り、70 歳で退職金を受け取れば両方に退職所得控除が適用出来ます。

◆iDeCo を年金として分割受け取りを選択すると、受取金は雑所得として課税されますが、公的年金控除が適用されます。iDeCo と退職金の受取期間が 10 年未満を想定している場合は、一時金受取時の税負担を軽減できます。

まとめ

今回の税制改正による iDeCo の拠出限度額の引き上げと加入期間の延長を最大限活用する事で、老後の資産形成をより効率的に行うことが出来ます。一方で、掛金の負担やリスク、受け取りの適切な選択といった課題は変わらず残ります。iDeCo を最大限活用する場合は生活への影響を慎重に判断し、小規模企業共済や生命保険といった他の制度とのバランスを考えて運用し、リスク分散を図ることが重要です。

不明点は当事務所までご相談下さい。

HP <https://tax-kanou.com/>

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は
下記URLにてご確認できます

<https://msg.tokyo-cci.or.jp/mail/u/l?p=f2wRCFwYIBnZ4CyAY>



Introduction

当事務所のお客様をご紹介します

高級食パン専門店
愛してる人きみだけ

<https://aishiteru-pan.com>



住所：埼玉県所沢市東住吉12-7 Parusnik 1 F

TEL 04-2946-7753

営業時間 9:30 - 18:00

パンがなくなり次第終了となります

おかげさまで5年目を迎えました。

まだまだたくさんの方に食べていただきたい幸せの食パン！

こだわりの厳選素材を独自の配合と製法によって“耳が薄く、キメの細かいしっとりした食感”と“コクのある奥深い甘み”を楽しめる食パンです。

基本のプレーン食パンと、瑞々しい食感のレーズンを詰め込んだレーズン食パンの2種をメインに、季節限定食パンを販売。どの年代の方にも好まれる食パンは、手土産としても選ばれています。

基本に忠実に品質にこだわり続け、皆様に喜んでいただける商品をこれからもお届けしていきます！



愛しい朝（プレーン）



あなだけのレーズン

※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします



ライブのご案内：

所長の加納が参加しているオリジナルバンド「MIDSOMMAR TRIBE」が、7/13（日）18時より大塚Welcome backで開催されるライブ「Scorching Beats Summer '25～灼熱の鼓動～」に出演します！ぜひご来場ください。

ライブの詳細、予約はこちら
<https://x.gd/4Nk44>

